

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国には、B型・C型肝炎を初めとするウイルス性肝炎患者が、現在 350 万人以上いると推定されているが、その大半が、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しに加え、輸血・血液製剤の投与などの際の感染が原因で発症している。

そして今、その後の司法判断や肝炎対策基本法の中などで、国の法的責任は明確になっている。

しかし、こうしたウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成は、対象となる医療が、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療とB型肝炎のインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に限定されており、この助成対象から外れている患者が相当数いるのが実態である。

特に、肝硬変や肝がんの患者は、高額な医療費負担や正規の就労につけないことなどから、多くの方が生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法上の身体障害としての認定が受けられる制度にはなっているものの、認定の基準が極めて厳しいことから、亡くなる直前にしか認定されないことが多く、身体障害者手帳の有意義な活用がなされていない。

このように、多くの肝炎患者に対して、実効性のある生活支援になっていないのが現状である。

そうした中、平成 23 年 12 月の「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時には、その附帯決議の中で、「肝硬変と肝がんの患者に対しては、医療費の助成も含めた支援の検討を進める」よう、記されている。

しかし、国においては現在もなお、こうした患者らに対して医療費の助成や生活支援等の具体的な措置がなされていない。

今、肝硬変や肝がんにより、毎日 120 人以上の人が亡くなっている現状を勘案すると、一刻の猶予もない状況にある。

よって、国におかれては次の事項につき、誠意を持って早急に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変及び肝がんに係る医療費の助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

} 様